

「非正規戦争」の概念と今日の国際安全保障環境

遠藤 哲也

序.

本稿は、防衛省防衛研究所主催の2017年度の「戦争史研究国際フォーラム」開催に当たり、同研究所より「非正規戦争とは何か」を主題にした考察の依頼を頂いて行った発表に基づいた論稿である。研究者としての筆者は、人類史を通じての人間社会の在り方を通時的に俯瞰することで、軍事・安全保障の本質を見ようとする軍事・安全保障に関する社会学・社会史的な見方をアプローチの一つとして採っているが、本稿では、「非正規戦争」という概念のたまかな検討を行った上で、「非正規戦争」の言説が語られている今日の国際安全保障環境を、国際社会の中でのシヴィルな秩序の進展－社会分野としての「軍事」の意味合いが、今日において希薄になってきているのではないか－という観点と重ねて検討してみたい。なお、本稿内では「非正規戦争」ないしは、その周辺にある概念について、幾つかの筆者なりの観点を述べるが、言うまでもないながら、同フォーラムの各参加者による研究はそれぞれ独自に行われているものであって、ここで述べられるものとは異なる観点や定義に立っている場合も当然あるであろうことは予めご了解をお願いしておきたい。

1. 「非正規戦争」という概念・用語について

まず、「非正規戦争」という概念についてであるが、昨今、用いられているこの概念の原語は“irregular warfare”だと考えられる。この周辺には、「低水準紛争」、「非対称戦争」、「ゲリラ戦争」、「反乱」、「内戦」など様々の概念があり、それらとの違いや関係が必ずしも明確ではない場合がある。とりわけ、冷戦期には、“unconventional warfare”（非通常戦争）がよく用いられており、「不正規戦（争）」などと訳されることも頻繁にあったので、混乱を避けるために、ここでは、それぞれ「非正規戦争」と「非通常戦争」の日本語訳において両概念を区別するものとする。

“irregular warfare”の語は、使用頻度の高い平易な二つの語の組み合わせからなる熟語であることから、その初出は、大きく時間を遡る事が出来る可能性があつて定かにし難いが、例えば、英国の戦略論の教科書としてよく知られる、2002年に初版の“Strategy in the Contemporary World”の中では、“Terrorism and Irregular Warfare”と題した独立

した一章が設けられているなど¹、2000年代から使用が増え始め、とりわけ2000年代中盤辺りから、米軍の文書やドクトリンの中で用いられることが増大するとともに、一層、広い範囲で用いられることとなったものと想像される。実際、米国・国防省の2006年の「四年毎国防計画見直し(QDR)」において²、「特別の強調がなされるエリア」として採りあげられ³、また、米陸軍と海兵隊に用いられた2006年版の野戦教範の中にも使用が散見されるほか⁴、2007年には、米国防省から、“Irregular Warfare”の概念を中心に据えた統合作戦概念も示されている⁵。

但し、軍組織も含め、一国の政府や国際機関などの官公庁が打ち出す概念には、当然にその機関や国家の立場や都合、戦略などが内包されている方が普通と考えるべきであるし、また、将来現れ得る多種多様の状況にできるだけ対応できるように、語の定義が曖昧だったりすることも珍しくない。それゆえ、そうした語彙・概念をそのまま学術的に採用するのは妥当ではないと見るべきであろう。学術においては、「・・・が言うところの」といった注釈付きで語るか、言葉の「表記」自体はそのまま用いるとしても、学術的・中立的な観点から、事前にそれが表す内容・定義の吟味が経られる必要があるし、その際には、その言葉が表記通りの意味を持つのか、比喩や修辞(レトリック)ではないのか、といったこともよく考えられる必要がある。

科学的再現性がほぼ期待できない文系の学術においては、他者と共通の言葉を通じて、真実を表現し、周囲の論理的納得を求めるものであるのだから、言葉には保守的であるべきであろう。自らの主張に符合させたり、印象的な表現とするために、言葉の定義を勝手に変更してはならないし、また、言葉で状況を語るべきであって、状況に合うように言葉の内容を変えるべきではない。「〇〇戦争」というならば、それは「戦争」という語彙の範疇に収まるべきであり、そうでないなら、その言葉は比喩として「戦争」の語を用いているのである。

「非正規戦争」の語の一般的な用いられ方を概観するに、それは、国家間の正規軍による戦争を正規戦争としたうえで、戦争主体の少なくとも一方に、正規の国家でない存在が

¹ Kiras, J. D., “Terrorism and Irregular Warfare” in Baylis, J., etc., *Strategy in the Contemporary World*, (Oxford, 2002), chap. 9.

² United States, Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report, February 6, 2006*, p.2, <http://archive.defense.gov/pubs/pdfs/QDR20060203.pdf>.

³ 1997年や2001年のQDRでは、“irregular warfare”の使用は見出せないようである。

⁴ United States, Department of the Army, *Counterinsurgency/ Army Field Manual [FM] 3-24, Marine Corps Warfighting Publication [MCWP] 3-33.5*, December 2006, <https://www.hsdl.org/?abstract&did=468442>.

⁵ United States, Department of Defense, *Irregular Warfare: Joint Operating Concept (JOC) ver.1.0, September 11, 2007*, http://www.dtic.mil/doctrine/concepts/joint_concepts/joc_iw_v1.pdf.

あり、それゆえ、一方では「正規軍 (regular force, regular army)」が用いられていない戦争という程度の意味の概念と言えよう。これを拡張して、後で述べるような意味での正攻法 (regular tactics/ strategy) が用いられないこと、戦争に関する規範が守られにくいこと、非正規軍を用いる側において、決戦が避けられたり、国家の首都のような決定的な重心点が不在だったりするので、戦争の決着がつかず長引きがちといった性格が伴うことなどが、この言葉の語義イメージとなっているといえよう。

また、一応、語表記との整合性について見ておくと、この語は、日英語ともに「正規に非ざる戦争」というシンプルな複合語であるが、「正規戦争 (regular warfare)」という語は、全くではないにせよ、用いられることは少なく、寧ろ、「非正規戦争」の語の成立のために観念的に仮設されていると言っても良からう。“regular”の語義から、この熟語の語義イメージは「典型的・規範的な戦争」を指すものとなろうが、但し、どういう意味で「典型的・規範的」であるかについてそれ以上のことは表記からは見定めようが無い。そこで、その拠り所を国際規範の一部に見出すことで、その中で言われる「正規軍 (regular force/ army)」による戦争を表すということと仮定し⁶、ひいては正規の国家間で行われる戦争ともなるとする論理には一つの合理性があろう。そこから翻して、「非正規戦争」は、「正規戦争」における要件が、少なくとも交戦主体の片側において満たされていない状況を表すものとなり、結果、前述の語義イメージを導くと推定され得るものと言えよう。

2. 「非正規戦争」の範囲

前項で見た「正規戦争」と「非正規戦争」は、その語構造からして、「戦争」－「正規戦争」＝「非正規戦争」といった図式で「戦争」を二分して整理する概念であると言えようが⁷、明らかに前者の範囲の方が明瞭であり、後者の方が広く多様性があり得る。左記のように、「非正規戦争」が論理上、「戦争」という上位概念の枠内にあるものである以上、「非正規戦争」が何であるかは、つまるところ、「戦争」の範囲はどこまでなのかという課題と重なっており、問題となるのは、「正規戦争」との境界線を上の区切りとするならば、「非正規戦争」の下の方の区切りについてである。そこには、革命戦争、対政府反乱、分離独立派の武力蜂起をはじめ、更には、死者を生じるようなクーデター、労働者やマイノリティ民族の暴動、民族間や階級間の大規模な騒乱、犯罪組織間ないしはそれらと政府との抗争・・・など、

⁶ ICRC website, “Definition of Armed Forces”, https://ihl-databases.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v2_rul_rule4.

⁷ 「非正規戦争」についての議論においては、「非正規戦争」を「伝統的戦争」という語に対置することがしばしば見られる。しかし、表記において「正規でない」と示している以上、「非正規戦争」の対立概念は、「正規戦争」であるべきであり、そうならば、「伝統的戦争」に対置されるのは当然に「非伝統的戦争」であろう。

全てを直ちに戦争と呼ぶわけにはいかないが、場合によっては戦争と呼ばれ得るかもしれない様々の対象がありえるが、中でも、しばしば、「非正規戦争」に含められたり、並置して語られたりする「テロリズム」というものがここに含まれるのかということは、ここでの主要な課題の一つとして挙げられるであろう。

戦争の定義における「下限」の問題は、以前から研究者の頭を悩ましてきた問題である。この境界線については、しばしば被害者数をベースとして、「一年間の戦闘員死者数千人以上」などの基準が、統計的に戦争発生数を算定するアプローチを採る際に用いられるが、一回の先制攻撃で千人以上の戦死者があったが、それきり戦闘が立ち消えになった場合はどうなのか、あるいは一年間戦闘が続いた結果、九九六人の戦死者があった場合、四人足りないのではそれは戦争ではないのか、などの議論が成し得、十分に定まった基準とは言えない。

ここでは筆者は、戦争の形式と主体の本質的性格に注目するアプローチを採る。「軍事」という分野は戦争と不可分の社会分野として存在してきたと言えよう。広義における治安など戦争以外の要素はあったとしても、戦争という要素を取り除いて軍事という分野が成り立つとは思えない。そして、人類史の中での軍事の長い歴史の中で、人間は、兵器の発展とともに「戦争の技法 (art of war)」を磨き上げてきたし、古今東西の将帥達が、それを駆使して戦う行為を人間は長らく「戦争」と呼び、そうした実践と、有事のための平素の準備を含めたものが、「外交」、「経済」などの社会分野と並べられ得る、「軍事」という分野の中核を成してきたはずである。

その「戦争の技法」の根本は、支配下ないしは友好的な土地に在る軍事力が、そこから出発し、いかに重要な地理的地点を支配ないしは無力化・非敵性化しつつ機動・展開して、敵の戦力を打倒するか、あるいは、敵軍をかわして、敵の拠点ないしは主権者など重大な価値に迫り、脅威して屈服させるか⁸、あるいは逆に、そうした侵攻を巧みな防御の展開で妨げて、その意図を挫滅せしめるかといったことによって、終結に至ることを典型とするものであり、「地理的 (geographical)」な本質を有するものであると考える。

海軍・空軍の活動も、ロレンス (T.E. Lawrence) が行ったような通信線・兵站線の破壊による間接的攪乱も、結局の所、地上の軍事力の行動を掣肘したり支援することをめざし、決定的な地理的制圧が行われることを観念的な最終点とする、という点では、この例に漏れるものではない。現代の経空攻撃の威力や精度の増大は、次第にそれだけによって耐え難いような大きなダメージを敵国に与えて戦争を完結せしめる可能性を増してはいるが、今の所、最終的な地理的制圧という終結の様式を排除するほどには、決定的とは言えないよ

⁸ 古代・中世であれば、時に、敵共同体人口の殲滅・奴隷化に帰結することもあった。

うである。「軍事における革命 (RMA)」の成果が試されたイラクにおける戦争でも、最終的には地理的コントロールの積み重ねを行うことになったし、先に触れた米国防省の「非正規戦争」に関する統合作戦概念においては、軍事力による敵戦力の打倒が主となる通常の戦争に対して、「非正規戦争」では、関連の人口に対するコントロールや影響力の争奪に焦点があるとしており⁹、間接的なアプローチながら、結局の所、地理的コントロールを想定している。

こうした戦争の地理的本質ゆえに、古代より、戦略・戦術においては、敵の迂回攻撃を避けたり、幾何学的な力学を発揮する試みとして、戦線や陣形の形成が基本となってきた。こうした地理的プロセスについての鑑みこそが、先に、「非正規戦争」の特徴の一つとして、その中ではあまり用いられないものとされているとした「正攻法 (regular strategy/tactics)」の内容だと言えよう。

「非正規戦争」の代表的な戦い方と言ってよいゲリラ戦略というのは、戦線を明確化しないで戦う方法であると言える。毛沢東の遊撃戦理論に見るように¹⁰、山岳・密林、農村、あるいは隣国国境地帯などの地理的条件を利用して拠点となる聖域を確保した上で、明確な戦線を形成することなく、決戦を回避しながら、地理的支配のグラデーションの濃度を次第に強化することで勢力を拡大しようとする手法を採るのがゲリラ戦である。これは戦線を作らない、明瞭にしないという形式において正規戦争とは異なるが、地理的な本質を有する点では変わらない。しかるに、筆者は、戦争は「領域的主体 (territorial actor)」の間で行われるものである、と考えている。

社会科学において、領域的な存在は非領域的な存在とは、大きくその持つ意味が異なることはよく念頭に置かれるべきである。領域的存在は、政府官憲に妨げられずに、自らの軍事力を醸成したり、原料の多くは農産品である麻薬の生産を行ったりすることができる一方、支配が中長期化すれば、自らの支配区内に居る人民に対する徴税、警察、医療、福祉、教育といった行政の必要も生じる。また、領域的存在には「可視性」が伴うことも大きな特徴である。領域的存在は、人間の認識と解釈に依存する観念的存在ではなく、上述の通り、その輪郭は曖昧ではあったとしても「外形」を有するものである。易々と移動してその地から出ていくわけにはいかないために、簡単には解消し難い利害関係が上位の広域統治主体や周辺の領域主体との間で生じるわけであり、人類史の中でのその解消手段の一つが戦争でもあった。

一方、少なくともどの地理的範囲に居るのがわかる、ということは信頼の源泉でもある。

⁹ U.S. DoD, *Irregular Warfare: Joint Operating Concept*, p.8

¹⁰ 毛沢東『抗日遊撃戦争論』、藤田敬一・吉田富夫 訳、中央公論新社、2014年、115～138頁。

所在の不明性・匿名性を強みに転換している（それによって命脈を保っているとも言える）ような非領域的主体とは交渉・協定などは成立させ難いが、対して、領域的主体としてのゲリラ勢力は、平和交渉や協定の主体としてしばしば国際外交の場に招かれ、姿を現してきた。このように考えるならば、曖昧であるにせよ、一定の支配領域を持ち、それ故に、相応の兵員数を持つ領域的主体であるゲリラ勢力は、国際機関、多国籍企業などに対しても用いられる「非国家主体 (non-state actor)」という用語で呼ぶのはあまり適切とは思われず、「軍事的亜国家主体 (military sub-state actor)」の呼称を用いる方が妥当ではあるまいか。

そこで、「非正規戦争」の下方の境界線の話に戻るが、筆者はテロリズムの研究者ではないが、安全保障研究上の必要から、かつてその定義について思案したことがある。そこから述べられることは、テロリズムとは「詐欺」とか「強盗」などと同様に、個人でも集団でも行い得る一つの「手法」の名称であって、人間社会の構構性を伴う集団的行動である戦争とは全く次元が異なるものであるということである。テロリズムは「手法」なので、専らテロリズムだけを用いる組織があるが、ヴェトコンのような戦争中のゲリラ組織も、平時下の犯罪組織としてのコロンビアの麻薬カルテルも、時にはテロリズムの手法を用いた。テロリズムには、個人が行ったものも存在するし、一度きりしか行われなかったものもある。また、テロリズムとはその表記通り、恐怖させることを基本とする手法であって、できることならば目立たぬように潜入し、破壊してしまうことを目的とするような、敵後背地に対する軍事的な特殊作戦（挺進攻撃）とは異なる。

筆者は、この問題を整理するために、「領域的テロリズム戦争 (territorial terrorism war)」との概念で、北アイルランド紛争などに代表される形態のテロリズムと、その他の一般的なテロリズムを区別することを行っている。領域的テロリズム戦争とは、自らの「郷土 (motherland)」と自認する土地に住む人々が、共通的なアイデンティティに基づいて、彼らが敵対視する、外部化された支配者に対して、独立やその追放などの願望をもって武装闘争を望むが、都市化が進んだ国家・地域の場合、ジャングルや農村などに根拠地を確保して行う毛沢東的なゲリラ戦略は実施できないという地理的環境、あるいは彼我の戦力差が大きすぎる、などの理由から、正規軍やゲリラを編成しての対決が不可能である時にテロリズム的手法をその闘争手段として選んだものと言える。

地理的背景の無いプライベートな社会的暴力としての一般的なテロリズムは、テロリストを逮捕・殺害してしまえば、そこで終結するのが通例であるのに対して、領域的テロリズム戦争は、地理的・人口的なサポートの基盤がある上に、決戦が回避されるために、力による短期解決は困難であった。この意味で、この領域的テロリズム戦争は、「非正規戦争」の語義イメージの枠に収まるものと言える。

戦争を地理的な本質を持つものとする筆者の考え方に基づけば、領域的テロリズム戦争

は、交戦者の一方が自らの支配領域を失ってゼロとなっている状況、あるいは民族的集団 (nation, ethnic group) は在るが、政治的支配領域や政府機構 (state) が無い、といった状況で行われる特例的な戦争であるということができよう¹¹。筆者の考えによれば、テロリズムに関する限り、「非正規戦争」の境界線はここまでということになる。

3. 「非正規戦争」が語られる現在の世界の安全保障環境

さて、ここからは、世界史的に通時的な観点から俯瞰して、今日の国際社会の安全保障環境について述べてみたい。

「非正規戦争」の概念について否定的な見解の一つは、その戦争史における「通時的」意味合いの欠如についての批判である。例えば、米国のデヴィッドソンとヴァッカにおいては、「非正規戦争」の概念を用いて「正規戦争」と区分をしてしまうことで、「分析者は演繹的には戦争一般に関する知識の蓄積を、手元の特定の状況に適用してみることに失敗し、・・・帰納的には分析者は、戦争一般に関する知識の累積の中にこれを加えていくことにも失敗することになる」と述べている¹²。確かに、正規軍を用いる国家と、国家とは言えない主体との間の非対称な戦いは、17世紀半ば以降の「近世・近代」の文脈の中での主権国家の制度化をその前提とするものと言えようが、ウェストファリア条約以降でも¹³、この西欧発の規範が世界化するには、20世紀まで待つ必要があったと言わなければならない。18～19世紀の帝国主義期に、欧州の諸帝国が欧州外のユーラシアやアフリカで戦った相手は、王国として現在の史学書上で呼称されているものであっても、その国家性を当時の欧州諸国が必ずしも認めていたわけではなかったし、北米での戦争においてのように、部族連合体のような主体もあった。また、同時代の欧州諸国ほどには、他地域では領域国家の単一主体としての統合性は明確ではなかったため、下関戦争（戦争というよりは戦闘に近いが）のように、時には、ある君主国内において独自領地を持つ諸侯と国家との戦いというものも成立し得た。また、私掠船の完全禁止が20世紀初頭においてであったように¹⁴、国家の「正規軍」という概念自体、確固たるものとして長く歴史に常在していたわけではない。

戦争主体が正規の国家やその正規軍であるべきことが、世界的に当然のように思われて

¹¹ ここで言う「領域的テロリズム戦争」は、戦後レジスタンスとよく似ていると言える。両者の違いは、前者が後述する「シヴィル」の度合いの強い環境で主に行われるのに対し、後者は、「ミリタリー」な状況の延長としての戦争直後の環境で行われる所にある。

¹² Vacca, W.A., and Davidson, M., "The Regularity of Irregular Warfare", *Parameters*, Spring 2011, p.26.

¹³ 但し、ウェストファリア条約締結時からナポレオンによる解体までの神聖ローマ帝国の領邦国家性に触れて、同条約が今日、考えるような主権国家体制を生み出したわけではないとする議論も多い。

¹⁴ 稲本守「欧州私掠船と海賊 - その歴史的考察」『東京海洋大学研究報告』第5号、2009年、5頁、51頁。

いたのは、現代までの100年に満たぬかもしれない短い期間であり、20世紀においてさえ植民地での戦争のように、戦争主体が正規の国家でない戦争は珍しくはなかったし、現代アフリカなどでは、「非正規戦争」の語が頻繁に使われるようになるずっと以前から、その種の形態の戦争は珍しくないばかりか、寧ろそちらの方が多かったであろうと思われるほどである¹⁵。まして、近代・近世以前の人類史の長い期間において、何が正規の国家・軍隊であるか自体がそう明確なものではなかったわけで、通時的に見るならば、正規か非正規かという区分に基づいて戦争を規定する概念は大きな意味を持たないように思われる。

今日、「非正規戦争」が一つのトレンドのように論じられる背景には、戦争発生に関する統計が示す、正規戦争の大幅減少という状況があるように思われる。正規戦争がなかなか見当たらなくなった世界での戦争についての思索は、必然的に「非正規戦争」が視野に入ってくるものとなることを示しているのではないだろうか。前段落の議論と考え合わせれば、つまるところ、「非正規戦争」は、人類史を通じた戦争史の中で、一つの戦争形態の特徴を位置づけるような概念足りえず、今日現在の世界の安全保障環境の中に限定して、「戦争」の在り方を反映する、共時的な概念と言えるように思われる。

しかも、実の所、統計的には、国家間戦争でない戦争¹⁶の類もまた「アラブの春」の2010年頃からの若干の上昇は見られるものの、冷戦中と比較すれば全体として減少傾向を続けてきたとされる¹⁷。国家間戦争の減少が激しいので、「非正規戦争」の発生が目立つことになっているが、「非正規戦争」もまた世界的には局所化していると言える。戦争の質的变化に議論が集まりがちであるが、こうした量的変化も無視すべきではなからう。

国家間戦争減少の背景として、今日の国際レジームの下では、大国やそれが主導する多国籍軍に対しては、弱者戦略としての非対称な戦い方以外の選択肢がないことなどのほか、正規の国家にとって国家間戦争開始の敷居が非常に高くなっていることなどが言える。筆者は、後者の状況を世界の「シヴィル化」という枠組みの中で捉えている¹⁸。

「シヴィル化」という言い方は、世界各国に移植された近代社会制度の基盤となった近代ヨーロッパの社会制度の中に組み込まれている発想を反映したものである。近代の西洋で

¹⁵ Ferreira, R., "Irregular Warfare in African Conflicts", *Scientia Militaria - South African Journal of Military Studies*, Vol 38, No 1 (2010), p.45 など。

¹⁶ 統計では「国内紛争 (internal conflict)」「社会的戦争 (societal warfare)」などの語が用いられる傾向がある。

¹⁷ 例えば、Center for Systemic Peace, "Global Conflict Trend", Figure 3: Global Trends in Armed Conflict, 1946-2016, <http://www.systemicpeace.org/conflictrends.html#fig3>; Goldstein, J.S. and Pinker, S., "War Really Is Going Out of Style?", *New York Times*, Dec17, 2011, <http://www.nytimes.com/2011/12/18/opinion/sunday/war-really-is-going-out-of-style.html?mcubz=0>.

¹⁸ 遠藤哲也「軍事の今日的意義に関する一試論 - The Retreat of Military Affairs?」、『海外事情』2007年12月号、67～69ページ。

は、「文明的 (civil/ civilized)」であることを最重要の価値と見た。世俗の人間に関わる秩序形態は主に、文明的社会の中の市民法や共通了解された作法・礼節に基づく「市民的秩序」と、それに対立する、法による支配・秩序や作法が不在な、つまり、非文明的・野蛮な状況の中での、力に基づく「ミリタリーな秩序」であると言える。この野蛮な環境にあって、秩序をもって活動するために、文明国の軍隊は「軍法」を持つことになる。

この二つの秩序形態は、もう少し正確に筆者の言葉で言うならば社会の「相 (mode)」と言うべきものであって、白か黒かの二者択一的なものではなく、常にその間のグラデーションがあり、グレイ・エリアがあるものであるが、今日の世界のかなりの部分においては、軍事的秩序の濃度は過去の時代に比べて、大きく薄まったと言うべきであろう。中世欧州貴族間でのフェーデに見られたような、事あらば直ちに暴力で解決しようとする行動様式は、近世の王政主権国家によって規制されるようになり、近代の国民国家は、アンソニー・ギデンス (A・Giddens) が指摘したように、「境界化された力の封じ込め器 (bordered power container)」として、暴力独占を通じた内部的な平和化を実現してきた¹⁹。

近現代を通じて、大小の戦争とその惨禍を経験しつつ、現代世界では、完全ではないにせよ国家間戦争の敷居が徐々に高まり、国家間戦争の開戦には相当の摩擦が伴うくらいには、今日までに世界自体のシヴィル化は進展してきたと考える。もちろん、今日の世界でも、国際関係論における「現実主義者」が言うように、国家は国益に基づいて行動しているかもしれないが、かつて欧州諸国の青少年を第一次世界大戦の戦場に向かうべく、率先して募兵所に行列させた、大衆的に俗化された騎士道精神をはじめとする軍事ロマンティズムや、国家が掲げた壮大なストーリーは、もはやアナクロニズムとなり、大衆の戦争動員は、20世紀前半のように国家にとって容易なことではなくなりつつある。今日の国家は、かつての国家のような容易さで、軍事力を行使したり、他国の港に軍艦を送り付けたりはできなくなっている。勿論、筆者はヘーゲルの進歩史観を奉じてはいないので、シヴィル化や軍事の後退の流れが不可逆な必然であると、ここで述べるわけではないし、現在の世界から軍事の意味が消滅しているなどと考えているわけでもない。しかし、ある対象や事象についての不安や脅威認識に基づいて議題が設定されがちな軍事・安全保障に関する議論の中で、より通時的・俯瞰的に今日の時代的趨勢を考察してみることは無価値ではなからう。

¹⁹ Giddens, A., *The Nation State and Violence*, University of California Press, 1982, p.4, p.120.

終.

シヴィル化の進展は原則的に好ましい事と言えるが、世界のシヴィル化の進展と、戦争への敷居の高まりに伴って、情報操作やサボタージュなどを含めた、行為自体や行為者の可視性・判別性が低い、合法・非合法の直接的暴力ではない手段、ないしは戦争・軍事とは呼び難い物理的暴力の行使—つまりは「戦争以外の攻撃・強要手段」を通じて²⁰、何がしかの利益の達成や、敵対者・競争相手への打撃が図られようとする可能性は、以前より増大していると思われる。これは、社会規範の発展などにより、露骨な暴力の顕示による街頭での恐喝行為が行われにくくなり、電話・サイバー詐欺などの知能犯型の犯罪様態に変化していくことと、類似の力学を有しているように思われる。

「非正規戦争」の語を、軍事以外の手段も用いられる戦いとして広義に定義する見方や、近年、用いられる「ハイブリッド戦争」という概念等に基づく見方からは、ここで言う「戦争以外の攻撃・強要手段」の使用もまた、戦争の構成要素、ないしは戦争そのものと見られることがあるかもしれない。確かに、それらが純軍事的攻撃と平行して用いられる「助攻」であるのなら、それは戦争の一部を構成すると見るべきかもしれないし、また、単体で実施されたとしても、重大事案、間接侵略と見なして、軍事の導入を含む確固たる緊急の対応を必要とする場合があるかもしれない。しかし、そうした手法に基づく、「攻撃」と認識し得るような事象を、最初から躊躇なく「戦争」の文脈で語ることには慎重であるべきように思われる。

デンマークの研究者、オーレ・ヴェーヴァー (O. Wæver) は、「安全保障化 (securitization)」と「脱安全保障化 (de-securitization)」の概念を掲げて、ある課題を「安全保障問題」として定義することは、「その課題を実存的な脅威として提示し、緊急の措置を求め、通常の政治的手続きの範囲外での行動を正当化する」、といった文脈を生じるという意味において、それ自体が一つの社会的行動であるとして、そうした位置付けをする行為自体の重みを述べたが²¹、同様に考えるならば、シヴィルな領域で、何者かに何らかの形式で攻撃されたと解釈し得るようなことを、ただちに「戦争」と定義することは、シヴィルな社会に軍事の文脈を導入し、それを社会の中で発生した一個の事件・犯罪等と見ることは異なる、

²⁰ 筆者は、それらの特徴を、存在自体ないしは、その危険性に気づきにくい、あるいは事実関係が見えにくい「ステルス」、国家・公的なものと民間のものとの混在ないしは識別困難を利用する「デュアル」、技術発展、社会の変化によって生じる弱点、法や制度の隙間、などを利用した新たな手法を採る「ニッチ」の三点で特徴づけられるであろうとして整理している。

²¹ Wæver, O., "Security Analysis: Conceptual Apparatus", in Buzan, B., Wæver, O., de Wilde, J., *Security: A New Framework of Analysis*, (Lynne Rienner, 1998), pp.23-24, Wæver, O., "Securitization and De-securitization" in Lipschutz, R. D., (ed.); *On Security*, (Columbia University, 1995), pp.54-57.

勝つか負けるかのゼロサム的な勝敗観、敵の最終的打倒までの継続的忍耐や制限、社会リソースの優先的投入、などの社会文脈・力学を生じる可能性を伴うと言える。

かつてヨーロッパで自由都市が包囲攻撃を受ける時に、一時的にシヴィルな秩序を停止して軍事のモードに社会を転換させるのが「戒厳法 (martial law)」に基づく秩序であったが、シヴィルな領域での問題は、可能な限りミリタリーやマーシャルな秩序の文脈に転換されぬように、シヴィルなモードの内側で対処されることに最大限の努力が払われるべきであろうと考えられる。今日の国際安全保障環境における「戦争」としての定義付けは、より細心でかつ、その時毎の検討が求められる課題となっているように思われる。

